

ストップ！過労死全国ニュース

第12号 2022年7月16日発行



発行：過労死等防止対策推進全国センター HP：<http://www.stopkaroshi.net/>

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

I C Nビル2階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL:06-6364-3300 FAX:06-6364-3366

【巻頭挨拶】

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事

過労死弁護団全国連絡会議代表幹事 川人 博

コロナ禍が依然として続く中で、6月後半から記録的な猛暑が全国的に広がり、働く人々の労働環境は今年の夏も厳しいものになっています。このような情勢の中で、今年6月18日に過労死弁護団全国連絡会議が中心となって、全国の医師や専門家とともに、「過労死・ハラスメント・コロナ労災110番」全国一斉電話相談を全国35都道府県において実施しました。この日だけで、全国で196件の深刻な相談が寄せられました。

(寄せられた相談の内容)

- ・夫が、業務上のトラブルで休日出勤や早出残業が続いていたところ、心筋梗塞で死亡した。
- ・業務中にくも膜下出血で倒れて死亡した。1日少なくとも12時間くらいは働いていた。
- ・運転労働での長時間労働・不規則勤務が続いていたところ、未経験の業務に異動となり、心理的負担が重なり自殺した。
- ・22時から23時30分頃に帰宅するような長時間労働なのに、残業代が支払われていない。休日にも仕事の電話がかかってきて対応しなければならない。
- ・清掃事業の下請企業で働いている非正規雇用の従業員であるが、労働密度が年々増加してボロぞうきんのように使われている。また、命綱なしで屋上で仕事をさせられた。
- ・社会福祉法人に勤務。月90時間くらいの残業。タイムカードの記録があるのに残業代を払わない。
- ・上司からのハラスメントで、うつ状態になり、精神科に通院している。同僚が何人も辞めていて、負担が増えている。
- ・役職を外され、給料も下げられるなどのマタハラを受けて病気になり休職した。休職期間満了で、退職させられた。
- ・仕事の引き継ぎで異動前の部署の人員から嫌がらせを受け、上司に改善を求めたが嫌がらせがやまず、体調が悪化した。
- ・作業中にミスしたことで上司から殴られて怪我をした。不利益を受けることが心配で会社に事実を報告できないでいる。
- ・障害者雇用で採用されたが、コロナによる過労で元々の疾患が悪化し、休職した。同僚からのハラスメントもあり、また体調を崩すことにならないかが心配。
- ・職場でコロナのクラスターが発生し、社員全員がPCR検査を受けることを社長から指示を受けた。検査費用は従業員



立替えて、領収書を出して会社から支払いを受けるということであった。しかし、会社はこの費用を請求しても払わない。総務などの担当者に支払いを催促しても対応しない。

6月18日の一斉相談が終了した後、6月下旬に厚生労働省は令和3年度の過労性疾患の労災認定状況を公表しました。それによれば、脳・心臓疾患の新規申請数が753件、精神疾患の新規申請数が2346件で、脳・心臓疾患の労災認定件数は172件（認定率は32.8%）、精神疾患の労災認定件数は629件（認定率32.2%）となっています。

脳・心臓疾患については、労災認定数について低下傾向が続いており、約15年前に比べて約2分の1の認定数となっています。約5年前と比較しても、約3分の2となっています。これらの認定数の低下をもって、一部の研究者は過労死（脳・心臓疾患）が減少していると述べていますが、そのような実態とは考えられません。すなわち、上記のような労災認定数の低下は、①労災認定のハードルを労基署が上げることにより、従来であれば業務上決定であった事案が、業務外とされるものが増えていること、そして、②そのような状況を目にして、労災申請自体をあきらめるケースが増えていることに原因があります。この業務外決定の理由付けとして時間外労働の少なさを挙げているケースが多いですが、実際には不当な労働時間の過少認定が強まっています。

精神疾患についても、従来の労災認定基準に基づき、被災者や家族にとって納得できない業務外決定が依然として多く、現在進行中の認定基準の改正に向けて、取り組みを強化する必要があります。

目次

- ・ 過労死等防止対策の推進について・・・・・・・・・・4
厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 古舘 哲生
- ・ 遺児交流会 経過ご報告・・・・・・・・・・5
全国過労死を考える家族の会 遺児交流会担当 渡辺 しのぶ
- ・ 全国過労死を考える家族の会 活動報告 第1回目「オンライン研修会」を実施しました・・・・・・・・・・6
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子
- ・ 長野過労死を考える家族の会の報告・・・・・・・・・・7
長野過労死を考える家族の会 小池 宣子
- ・ 兵庫過労死を考える家族の会からの報告・・・・・・・・・・7
兵庫過労死を考える家族の会 福永
- ・ 過労死弁護士全国連絡会議の活動報告・・・・・・・・・・8
弁護士（東京） 玉木 一成
- ・ 精神障害の労災認定基準 専門検討会の動向・・・・・・・・・・9
弁護士（愛知） 岩井 羊一
- ・ 過労死防止学会からの報告・・・・・・・・・・10
過労死防止学会代表幹事 黒田 兼一
- 特集1 各地の過労死防止啓発シンポジウム・・・・・・・・・・12
 - ・ 【①山形】山形会場のご報告・・・・・・・・・・12
青法協山形支部過労死部会 弁護士（山形） 土田 文子
 - ・ 【②群馬】群馬県の過労死防止シンポジウム・・・・・・・・・・13
弁護士（群馬） 三角 俊文

- ・【③福井】パワーハラスメントを防止するために一過労死等防止対策推進シンポ（福井）・・・・・・・・・・13
弁護士（福井） 海道 宏実
- ・【④静岡】静岡県啓発シンポのご報告・・・・・・・・・・14
過労死防止静岡県センター準備会議構成員 弁護士 萩原 繁之
- ・【⑤滋賀】滋賀会場の報告・・・・・・・・・・15
働くもののいのちと健康を守る滋賀県センター 事務局長 服部 喜由
- ・【⑥大阪】過労死等防止対策推進シンポジウム大阪会場のご報告・・・・・・・・・・16
弁護士（大阪） 山中 有里
- ・【⑦愛媛】「命より大事な仕事はない」過労死のない職場へ変えていこう・・・・・・・・・・17
働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター 事務局次長 烏谷 律子
- ・【⑧鹿児島】鹿児島シンポのご報告・・・・・・・・・・19
働く者のいのちと健康を守る鹿児島センター 事務局長 池田 勝久

- 特集2 広がる過労死防止啓発授業・・・・・・・・・・21
- ・【①東京】啓発授業の講師を経験して・・・・・・・・・・21
弁護士（東京） 山下 敏雅
- ・【②東京】啓発授業の感想・・・・・・・・・・22
弁護士（東京） 蟹江 鬼太郎
- ・【③神奈川】卒業後就職する人が多い高校での啓発授業を終えて・・・・・・・・・・23
神奈川過労死等を考える家族の会 小林 康子
- ・【④神奈川】啓発授業～三浦初声高校の場合・・・・・・・・・・24
弁護士（神奈川） 山岡 遥平
- ・【⑤静岡】就活生に伝えたいこと・・・・・・・・・・25
弁護士（静岡） 小笠原 里夏
- ・【⑥愛知】こころの健康づくり・・・・・・・・・・26
名古屋過労死を考える家族の会 吉田 典子
- ・【⑦愛知】中学校の社会科の授業・・・・・・・・・・27
弁護士（愛知） 岩井 羊一
- ・【⑧兵庫】啓発授業の必要性・・・・・・・・・・27
兵庫過労死を考える家族の会 前田 和美

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 古館 哲生

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、6月28日付けで厚生労働省労働基準局総務課長・過労死等防止対策推進室長に着任いたしました。今後とも、皆様とともに、過労死防止に向けて全力を挙げて取り組む所存ですので、よろしくお願いいたします。

さて、過労死により亡くなられた多くの方々のご無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないという御遺族の方々からの強い思いを受けて制定された過労死等防止対策推進法は、施行から7年半が経過しました。

2021年7月には、「過労死弁護団全国連絡会議」や「全国過労死を考える家族の会」に御所属の皆様方にも御参画いただき、「過労死等防止対策推進協議会」における議論を何度も重ねた上で、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の2回目の見直しが行われました。政府としては、法及びこの大綱に基づき、引き続き実効ある対策を推進し、過労死ゼロの実現に向けて取り組んでまいります。

また、現在7回目の作成となる「令和4年版過労死等防止対策白書」の準備を進めております。白書には、例年、皆様方の取組事例などをコラム形式で紹介しておりますが、今年も、コラムへの御寄稿に御協力いただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続き、白書の作成に向け、鋭意準備を進めておりますので、閣議決定ののちには、改めてご報告いたします。

このほか、厚生労働省では、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」における年間を通じた講師派遣、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に全国47都道府県48会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を本年も開催予定です。これらの事業も、過労死等を防止することの重要性について国民の関心や理解を深める重要な機会と考えております。

加えて、8月には、「全国過労死を考える家族の会」の皆様への御参画、御協力のもと、「過労死遺児交流会」の開催を予定しております。今回の交流会では、お子様

たちにはラフティングなどを体験いただくことを予定しており、また、保護者の方向けに交流会や相談会の開催を計画しています。

また、見直された大綱を受け、本年度から、遺児等の健全な成長をサポートするため、オンライン相談室の設置をすることとしました。こちらも「全国過労死を考える家族の会」をはじめ、有識者の方などの御協力をいただきながら、8月の開設に向けて準備を進めているところです。過労死で大切な御家族を失われた御辛苦は計り知れませんが、この相談室を活用されることにより、遺されたお子様達が抱えた悩みや不安を少しでも和らげ、健全な成長の一助となることを願っています。

結びとしまして、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々の御発展を祈念申し上げるとともに、今後も皆様との連携を密にしながら、働き過ぎによって心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げます。私の挨拶といたします。



古館課長

遺児交流会 経過ご報告

全国過労死を考える家族の会 遺児交流会担当 渡辺 しのぶ

今年度の遺児交流会は、8月6、7日に群馬県水上町で行う予定で現在準備を進めております。

今回子ども達向けのイベントはエッセンシャルオイル絞り体験やラフティング体験を予定しております。エッセンシャルオイル作りは、森に入って香りの元になる枝や葉っぱを持ち帰り、蒸留してオイルを採取します。ほとんどの子どもが初めての体験になると思います。どんな感想を持つのか楽しみです。ラフティングは、流れの早い利根川上流を仲間と力を合わせてゴムボートで下ります。こちらも子ども達にとっては夏の思い出となることでしょう。また、創造力を発揮する取り組みとしてクラフト体験も準備しています。集中して作品を作ることで日頃抱えているストレスが軽減されます。

この交流会に参加する家族は、過労死によってそれまでの生活が一変する体験をしています。生活の補償や損害賠償を求めて労災申請や裁判などに取り組む家庭が多いので、親子でレクリエーションを行うような気持ちの余裕はなく、また経済的にも厳しい現実があります。過労死遺児たちは単に父親を失った悲しみだけでなく、その後の混乱した家庭の中で将来に不安を感じ、忙しくなった母親を気遣い、自分の心と向き合う余裕もなく過ごしています。それが、家庭や学校生活、進路などに影響を与えることもあります。働き過ぎで親が亡くなった家庭の中の空気は沈鬱なものになりがちです。その中で、子どもは息をひそめるようにして生活しています。TVを見ていて、たまたま声を出して笑ったら大人から怒られた、という話を聞かせてくれた遺児もいます。過労死という亡くなり方は、遺族に悲しみだけでなく、混乱や怒りをもたらし、その中で育っていく子ども達の心にも影響を与えていきます。

しかし、この遺児交流会に参加することで、このような体験は自分にだけ起きたのではない事がわかり、同じ体験をした仲間と時間を過ごすことで、新たな気づきを得られることがあります。この集まりは様々な年齢の子ども達が参加しているので、自分より少し年上の子ども達の様子を見ることで励まされたり、勇気が出たりする効果もあります。子ども達にとっては、大きな声を出して

はしゃいだり、笑ったりすることがストレス発散になります。この交流会に参加して、楽しい思い出をつくって欲しいと願っています。

また、保護者にとっても、遺族が陥りがちな気持ちや考え方について理解し、対応を学ぶことで子どもの成長にできるだけ影響が出ないように考えていくことが出来ます。

これまでは、主に小・中学生を対象にして、子どもが集まり活動することで過労死によって受けたストレスを発散できるような取り組みを企画してきました。しかし、この会が20年近く続く中で、思春期以降の子ども達の心のケアについても支援の取組の必要性を感じるようになってきました。今年度から、厚労省の支援で過労死等の遺児のためのオンラインによる相談室の取り組みが始まります、これによって、遺児交流会に参加しない子ども達にも相談支援を行うことが出来るようになります。親の過労死という出来事を自分の人生の中でどのように考えて行けばよいのか、親が過労死をするような社会に出て行って自分は大丈夫なのだろうか、片親になってから一人で育ててくれた母親の生活と自分の進路の問題など、過労死遺児特有の悩みについて、初めて子ども達が相談できる窓口が設定されました。子ども達の人生に過労死は暗い影をおとしています。このような体験をした後に、子ども達が困難を乗り越えていく力をつけるためには、様々な角度からの援助が必要です。遺児交流会や相談室がその一つの役割を担うように活動を続けています。

全国過労死を考える家族の会 活動報告

第1回目「オンライン研修会」を実施しました

全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子

過労死等防止対策推進法が施行されてから、11月の「啓発シンポジウム」と「労働問題・労働条件に関する啓発授業」が実施され、過労死等で親を亡くした遺児と保護者を対象に遺児交流会が開催されています。

2021年、大綱が見直されました。私たちの要望を受け止めていただき、今年度から、新事業として、過労死等で親を亡くした遺児の健全な成長をサポートするための相談対応を実施することになりました。遺児及びその保護者が抱える様々な苦しみを軽減するための「オンライン相談室」の実施に向けて、家族会を含めた準備委員とともに議論を進めているところです。

そして、今回は「遺児と保護者のオンライン相談室」の一環で、特別企画として、各地家族の会の世話人代表を対象にして「オンライン研修会」を実施していただくことになりました。家族の会では、会員の中に遺児の保護者がおられることで、様々な相談を受け話を聞く機会があります。また、支援者や団体からも意見を聞いた意見が求められたりします。交流会の進行など対応の仕方についても多岐にわたります。これらの点に対応できるようにするためのスキルアップが目的の研修会です。また、遺児等のオンライン相談室が始まれば会員への周知に力を注いご協力いただくこととなります。

5月に開催した第1回オンライン研修会は、「立ち直りの力を引き出す聴き方講座」と題して、遺児交流会で心理相談を担当されているメントレサポートの佐藤ひさこ先生に約1時間ご講演いただきました。内容は「聴き方のポイント」として、状況の解決はプロ（弁護士など）に、心の解決は本人にしかできない、聴く人はお手伝いだけでOK、意見は提案で留める、選択は相手に任せる、等々の聴き方の心の持ち方やいちばん大切にしたいものなど相談を受ける側の基本を学びました。後半は全員発言のフリートークをおこない、自分が経験していないことや生活環境が違う会員からの相談ごとにどう対応すればよいかなどの点を語り合いました。皆さん「ある、あ

る」と頷きながら共感し合い、世話人同士の分かち合いになってコミュニケーション取ることができました。とても有意義な機会になりました。

今回のような聴き方講座の研修を受けておくと、今後は、どのような場面においても対応できる自分になれるように思います。そして、遺児の保護者や遺児の健全な成長をサポートするための相談対応にもきっと役立ちます。

7月の第2回目は、次のステップを学べる企画なので、しっかり学んで活動に活かしたいと思います。



聴き方講座の資料

長野過労死を考える家族の会の報告

長野過労死を考える家族の会 小池 宣子

長野家族の会は、全国家族の会が結成された日の翌日である1991年11月23日に発足し、2021年で30年を迎えました。現在、正会員13名と賛助会員5名で活動しています。総会は、ここ2年はコロナでできませんでしたが、6月24日に今年度の総会を行いました。

過労死は、一向に減る様子がなく、長野の家族の会でもここ2年で4人の方が入会されました。過労死は社会的問題なので、新たに入会された方たちはテレビや新聞等に積極的に出て過労死の過酷な労働の実態を世間に訴えてきました。また、労災申請中の会員の「労災を支援する会」をいの健や地区労連等と共に立ち上げ、署名活動等も行っております。

2021年は11月17日に長野労働基準局への要請が行われ、いの健の皆さんと共に過労死遺族の生の声（労災申請等で労基署に行った時に労基署職員から言われたことや職員の対応の冷たさ等、実際に受けた家族の思いや悲しさ悔しさ）を訴えてきました。

一方、過労死家族の会は、何よりも会員同士の分かち合いが大切です。

ある日突然に大切な家族を過労で亡くし立ち上がるこ

ともできないくらいの悲しみ苦しみの中で、同じ苦しみや悲しみを経験した遺族と語らうことで心がつながり、それが生きていく意欲や労災を闘う意欲につながります。そのために、現在係争中の方々の集まりを、Zoom会議で2か月ごとに行い、分かち合いや情報交換を行っております。

また、「長野家族の会ニュース」を発行し、長野の家族の会での活動や諸々の行事への参加呼びかけや、新たに入会された方たちの紹介をしています。また、会員同士の親睦を深めるために「あの方ってどんな方？」コーナーを作り、会発足当初からの先輩方の紹介もしております。これは全国ニュースと一緒に年3回発送しております。

30年前に夫を過労死で亡くされた会員は、労災・裁判が終わるまでに10年かかりました。最近では被災から3年で和解成立された会員もいます。3年と10年では遺族の人生が大きく変わってしまいます。家族の会の先達の運動が現在の労災認定や裁判に活かされてきておりますが、現在でも労災認定率は30%前後と変わりません。認定率を上げる取り組みが今後の課題です。

兵庫過労死を考える家族の会からの報告

兵庫過労死を考える家族の会 福永

兵庫過労死を考える家族の会は、過労死弁護団の弁護士の先生からお力添えをいただき、2002年（平成14年）4月に設立されました。2022年4月に設立20年を迎え、現在の会員数は16名です。偶数月の第3金曜日に定例会を開き、会員同士の交流を深めてきました。会員の労働災害、公務災害の申請や、民事訴訟、行政訴訟への支援も続けてきました。

また、過労死等防止対策推進兵庫センターの弁護士や社会保険労務士の先生方と協力しながら、過労死等防止のための活動にも積極的に取り組んでいます。毎年11月の過労死等防止啓発月間に開催される過労死等防止対

策推進シンポジウムでは、兵庫センター、労働局、兵庫県、神戸市、労働団体とともに準備をしています。兵庫センターが実施する学習会にも、準備から参加しています。過労死等防止対策推進法に基づいて2016年から行われている啓発授業では、弁護士や社会保険労務士の先生方とペアを組んで講師を務めています。2021年度は、合計10校（公立高校4校、私立高校2校、私立大学2校、看護専門学校2校）にて啓発授業を行いました。

この数年間で兵庫家族の会では、数人の会員が労働災害、公務災害として認定され、示談等で民事上も解決しました。その一方で、再審査請求が棄却されるという残

念な結果になった会員がいます。労働災害申請、行政訴訟、民事訴訟と長年たかっている会員もいます。2022 年 4 月には、新しい会員が 2 名も入会されました。労働災害が認定され民事訴訟が始まる遺族、審査請求が始まる当事者です。過労死等が社会問題となって久しいにもかかわらず、根絶には至っていません。定例会で会員の話を聞く度に、怒りが込み上げてきます。幸せに生きるために働いているはずなのに、責任感を持って真面目に働いている人が、なぜ亡くなったり病気になったりしな

ければならないのでしょうか。今たかっている会員はもちろんのこと、解決した会員であっても、長い人生と一緒に歩むはずであった配偶者、心血を注いで育てた我が子、かけがえのない家族を亡くした心の傷は簡単に癒えるものではありません。兵庫家族の会が設立された経緯や、関わってくださった方々のお気持ちを決して忘れずに、これからも会員同士で支え合い励まし合っていきます。

過労死弁護団全国連絡会議の活動報告

弁護士（東京） 玉木 一成

1 脳・心臓疾患の労災認定基準の改定

前回ニュースでも報告しましたが、2021 年 9 月 14 日、脳・心臓疾患の労災認定基準が 20 年ぶりに改定されました（基発 0914 第 1 号）。

過労死弁護団は、2018 年 5 月に脳・心臓疾患の労災認定基準及び精神障害の労災認定基準の改定を求め、意見書及び認定基準改定案を提出してから、数度にわたり、緊急意見書を提出し、過労死被害の補償を広げるための改正の実現に努力してきました。

しかし、改定された新認定基準は、過労死弁護団が医学的・科学的知見や判例に基づき、被害者救済や労働条件の改善ために提言した多くが改善されないものになりました。特に、過労死ラインといわれる、業務と疾患発症との関連性が強いと認める時間外労働時間数については、発症直前 1 か月は 100 時間、2 ないし 6 か月間の 1 か月あたりの平均 80 時間と改定されませんでした。

一方、新認定基準は、過労死ラインに近い時間外労働が認められる場合には、特に他の負荷要因の状況に十分考慮し、一定の労働時間以外の負荷が認められるときに、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断することを明記し、また「労働時間以外の負荷要因による負荷が大きければ又は長ければ労働時間がより短くとも業務と発症との慣例性が強い場合である」と明記したことは評価できる改正点です。さらに、負荷要因については「休日のない連続勤務」「勤務間インターバルが短い勤務」などが加えられ、各負荷要因の検討視点が具体化し、心理的負荷を伴う業務の評価対象も拡大

しました。

厚生労働省は、6 月 24 日に令和 3 年度「過労死等の労災補償状況」を公表しました。これによると、脳・心臓疾患の労災請求件数は 753 件と前年度比 31 件の減少でほぼ横ばいであるのに、支給決定件数は 172 件で前年度比 22 件も減少しています。平成 29 年度の支給決定件数が 253 件でしたので、支給決定件数が 3 分の 2 に減少しています。新認定基準の実施が半年分であることを考慮しても、新認定基準の実施により、脳・心臓疾患の労災補償の拡大にはなっていないと言わざるを得ません。

過労死弁護団としては、新認定基準の評価できる部分を広く活用し、被害者救済の範囲を拡大する活動を徹底したい。

2 労働時間の過少認定に対する闘い

前回ニュースでも報告しましたが、厚生労働省は、労働時間の過少認定を行なう動きが明確となっている。各労基署等に対し、労働時間を客観的に認定するとの名目で、事業場外での労働について労働時間と認めないという手法や、その他の労働時間認定の厳格化によって労働時間の過少認定が行なわれています。

令和 3 年度の脳・心臓疾患の労災認定件数が平成 29 年度と比較して 3 分の 2 に減少しているのは、このような労働時間認定の厳格化が大きく影響しています。厚生労働省が 2021 年 3 月 30 日に発出した通達「労働時間に係る質疑応答・参考事例集の活用について」は、労働時間の認定をより過少に行なう扱いが明確です。「労働時間の隠蔽」から、労働時間と認めるために、事業主の指

示、承認などを必要とする「労働時間の否認」の傾向を強めています。

過労死弁護団の「労働時間通達に関する検討グループ」は、現在、全面的な反論を内容とする意見書の作成を準備しています。

3 精神障害の労災認定基準の改定

厚生労働省は、脳・心臓疾患に続き、精神障害の労災認定基準についても、改定の必要性・改定の内容を検討する専門検討会を設置して、2022 年 6 月 30 日までに、5 回の専門検討会を開催しました。過労死弁護団は、精神障害検討チームの弁護団員を拡充するなどして、現在、意見書の作成を準備しており、精神疾患の労災認定基準についても、被害者の救済の大幅な拡充と労働環境

の改善に資する改正を実現するように努めたいと考えています。

4 過労死弁護団の運営等

2022 年も、4 月 2 日に、拡大幹事会を Zoom 併用で 80 名の参加者で実施しました。

6 月 18 日には、35 都道府県の窓口で全国統一の過労死 110 番を実施し、2021 年より 5 割増となる 195 件の相談を受けることができました。

9 月 30 日、10 月 1 日には、大阪にて、過労死弁護団の第 35 回総会の Zoom 併用の開催を予定しており、多数の会員の参加で、過労死被害の救済と根絶に向けた活動を充実させていきたいです。

精神障害の労災認定基準 専門検討会の動向

弁護士（愛知） 岩井 羊一

2021 年 12 月から、精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会が開催されています。精神障害の労災認定基準は、2011 年に策定され、その後 2020 年にパワーハラスメント防止が法制化されるに当たり小規模な改正がなされています。今回は、2011 年以来の全面的な見直しが検討されているものです。2022 年 7 月までに 5 回の会議が開かれています。

これに先立ち、「令和 2 年度ストレス評価に関する調査研究報告書」「業務上疾病に関する医学的知見の収集に係る調査研究（精神障害）報告書」などが作成されています。令和 2 年度ストレス評価に関する調査研究では、今の認定基準に比較して心理的負荷を高く評価している項目もあります。これらは、精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会の第 1 回の資料とされているので、興味のある方は参照されるとよいと思います。

これまでの検討会では、第 1 回では認定基準の考え方、第 2 回では判断の対象となる労働者、第 3 回では業務による心理的負荷の考え方、第 4 回は非公開の事例検討、第 5 回では、業務による心理的負荷評価表の検討が議論されています。

これまでの検討会では、カスタマーハラスメント等新たな心理的負荷の項目について議論するべきという意見が出ていて、心理的負荷について新たな項目やこれまで

過小に評価されていた項目が適正になるよう議論を期待します。一方で、退職勧奨や配転、転勤の心理的負荷について一部の委員からではありますが、現在の基準よりも心理的負荷を過少に評価する方向で改正されるべきととられる意見も出ています。これらは、理由も適切ではなく問題を指摘していく必要を感じています。

今後議論される精神障害の悪化について、あるいは長時間労働と精神障害の発病についても、現在の認定基準が改善されるように働きかける必要があります。

過労死弁護団全国連絡会議は 2018 年に意見書を作成し、現在の認定基準について改定の要求をしています。この内容は、過労死弁護団全国連絡会議のホームページで公表していますし、前回のニュースでもその内容を紹介しました。

過労死弁護団全国連絡会議では、精神障害のチームをつくり、現在の認定基準の専門検討会の議論をみながら、議論の経過を注視し、必要な意見を述べていく予定です。

過労死防止学会からの報告

過労死防止学会代表幹事 黒田 兼一

1 過労死防止学会は2015年5月に結成されましたので、2022年で7年目になります。学会は、毎年1回、会員による研究や調査、取り組みの状況などについて、報告し、議論する場として全国大会を開催しています。全国大会は、そのときどきの状況に合わせてながらメインテーマを決めて報告する「共通論題」、自由なテーマで報告する分科会、主にこの2つから構成されていますが、年によっては国際シンポジウムや特別講演なども行ってきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、この2年間はオンライン併用ではありましたが、中止することなく開催してきました。

過労死をめぐっては、学会設立当初と比べてみた新しい傾向として、業務における強い心理的負荷による精神障害に伴うものが若年層を中心に増加しています。労災申請したものだけでも、40歳未満が約半数を占めています。労働時間の長さだけでなく、ハラスメント対策、メンタルヘルス対策などが強く求められるようになってきたわけです。

こうした事情を反映して、コロナ禍という困難な状況ではありましたが、2020年の第6回大会、昨年2021年の第7回大会とも、過労自殺とハラスメント防止をテーマに掲げて研究報告とシンポジウムを行ってきました。2年間にわたって、ハラスメント自殺の予防と対策、パワーハラスメント防止法の特徴と問題点、ハラスメント防止法の国際的な動向（EUモデルと日本）、韓国の職場内ハラスメント禁止法の現状と課題などを扱ってきました。これらの詳しい内容は『過労死防止学会誌』第1号、第2号に掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

ところで、2022年3月に厚生労働省は、2020年の自殺者が2万1081人で、11年ぶりに増加したと発表しました。その統計数字をみると、女性と若年層が増加したこと、男性の自殺者数は女性の約2倍になっていることなどが特徴的で、その背景に新型コロナ禍の影響の可能性が高いと指摘されています。他方で、同じ厚生労働省の調べでは全平均で6割ほど（大企業では98%）の企業がメンタルヘルスケアに取り組んでいるというのですが、自殺者が減る傾向にない現実を直視すれば、その対策の

中身が問われるだろうし、学会としてもこの問題についてさらに深く研究していかなければならないと感じています。

さらに私たちとして看過できない事実が判明しました。それは同じく厚生労働省の調査によれば、「勤務間インターバル制度」について、労働者数30人以上の企業のうち「制度を知らない」と回答する企業の割合が増加しているというのです（2020年10.7%→21年15.4%）。この5%増加という数値は誤差の範囲を超えています。新型コロナの影響なのか、原因は不明ですが、長時間労働対策の有効な制度として、アフターコロナの時代の働き方、在宅勤務問題も含めてなお取り組みと研究を深めていく必要があります。

2 このようなことを踏まえて、2022年9月10～11日の2日間、京都の龍谷大学の施設を使わせてもらって第8回大会の開催を計画しています。

日時：2022年9月10日（土）、11日（日）

場所：龍谷大学「響都ホール」（京都駅八条口、新幹線側）

形式：原則として対面（オンラインの併用も予定）

共通論題：COVID19 災禍と長時間労働

初日（9月10日）に、過労死・過労自殺、ハラスメントについて、他学会との共同シンポジウムを開催します。多様な視点からの学術研究交流を通して、より有効な防止策を究明することを目的とする、日本産業衛生学会、日本うつ病学会、過労死防止学会の3学会共同シンポです。シンポジウムの主テーマは「過労死・過労自殺の現状と過労死・過労自殺防止の課題」です。それぞれの研究アプローチから積極的な提言や活発な議論を期待しております。

2日目（9月11日）には、もう一つのシンポジウム「COVID19 災禍と長時間労働」を開催します。新型コロナウイルス感染症は私たちの生活を一変させ、人々の働き方を直撃し、失業、賃金の切り下げ、在宅勤務（リモートワーク）、個人請負（雇用によらない働き方）の増加、さらにはワーク・ライフ・バランスの変容（長時間労働）

を招いているように思われます。WHO は「在宅勤務が増え、経済が失速したことで、長時間労働とそのリスクが一層悪化している可能性がある」と警告していますが、今回のシンポジウムでは、「コロナ禍での女性労働」「コロナ禍での保健所職員と保健師」「コロナ禍でのメディア関連フリーランスの実態」「コロナ禍での医師の労働の実態」について、それぞれ現場の最前線から報告をいただく予定です。

この他、6つの分科会を予定しています。その中で、

コロナ禍で職場と仕事が激変した航空機業界から「客室乗務員のストレスや労災申請問題」を、また昨今の俳優やタレントの自殺やハラスメントをめぐる問題を受けて、「文化・芸術・芸能従事者のハラスメント」を中心に、日本芸能従事者協会の皆さんが報告することになっています。

第8回大会の詳細については、詳細が決まりましたらHPと会員の皆さんには郵送でもお知らせします。

特集1 各地の過労死防止啓発シンポジウム

2021年度も、全都道府県及び中央会場の計48会場で、過労死防止啓発シンポジウムが行われました。

前年の2020年度は、コロナ禍の影響で2019年度の5753人から2052人減の3701人でしたが、2021年度はやや持ち直し4423人となりました（前号11ページ既報）。

前号では、①中央、②埼玉、③山梨、④岐阜、⑤鳥取、⑥岡山、⑦広島、⑧山口、⑨長崎の各会場の報告を掲載しましたが、本号では、①山形、②群馬、③福井、④静岡、⑤滋賀、⑥大阪、⑦愛媛、⑧鹿児島各会場の報告するとともに、前号20ページに掲載した全国の最終結果を本号20ページに再掲します。

【①山形】山形会場のご報告

青法協山形支部過労死部会 弁護士（山形） 土田 文子

山形会場では、2021年12月3日、山形市国際交流プラザ山形ビッグウイングで開催し、来場者は54名となりました。コロナ禍では2回目の開催となり、事前申込制をとったこと、医療従事者の参加が難しい諸事情があったことを踏まえれば、控えめではない来場者数であったのではないかと思います。参加者は、経営者・会社員・団体職員が大多数を占め、会社の経営者や労働担当者への啓発という意味では一定の成果が出ていると考えています。

基調講演は、産業医の原島浩一先生から、「産業医としてできること、やってきたこと～長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に～」と題してご講演いただきました。様々な実践事例のご紹介がありましたが、いずれも、会社のトップへの情報共有があるとともに、「産業医の指導を真摯に受け止め」「労働者の健康を守ろう」という経営陣の姿勢が最も大切であるように感じられました。

また、メンタルヘルスセミナーとして、山形産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員をされている石井満氏より、メンタル不調者の復職支援についてご講演いただきました。早期対応が必要であること、休業中も継続的に支援を続けること、受け入れ態勢の整備、配属先の転換（単に軽作業に変更するというような単純なものではなく、休業に至った原因や本人の特性・希望を踏まえたもの）など、具体例を元にお話しいただきました。

最後に、消防署職員で若くしてパワハラ被害に遭い自死された事件のご遺族から心情についてお話しいた

ました。普段は人前でお話するのが苦手だと仰っていたお父様がふり絞るようにお話しされ、会場内でも目に涙を浮かべている方が散見されました。長年この事件の取材を粘り強く続けていた記者の方が、この日も取材に訪れており、シンポジウムの翌日には、地元紙に四段抜きで大きく取り上げていただきました。



大きく報道された遺族の訴え

【②群馬】群馬県の過労死防止シンポジウム

弁護士（群馬） 三角 俊文

2021年度の群馬県における過労死等防止推進対策推進シンポジウムは、2021年11月11日（木）にビエント高崎において開催されました。

2017年度の群馬県におけるシンポジウムは日曜日に開催されましたが、参加者が少なかったこと、経営者や企業の人事担当者に参加してもらうには平日に開催した方が参加し易いのではないかとということで、2018年度からは平日に開催することにし、2021年度も平日の開催となりました。

会場となった会議室の収容人数は120名でしたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、収容人数が制限されてしまい、参加受付開始早々に定員に達しました。人数が制限されなければ、120名近い参加者が集まったのではないかと思われ、とても残念でした。

シンポジウムでは、労働局の主催者挨拶の後、元朝日新聞の記者でフリー記者の牧内昇平氏に「取材から見えてきた過労死の実態～その仕事、命より大切ですか～」というテーマで基調講演をしていただきました。牧内氏は、過労死で亡くなられた様々な業種・職種の方の50人を超えるご遺族に取材をしてくれており、いくつかの過労死事件についてお話いただきました。また、牧内氏

自身も、以前は午前2時から3時頃に就寝し、午前5時半頃に起床するという生活を送っていたとのことですが、心にゆとりを持つことを第一に、働く時間の管理等を心がけ、現在は生活リズムを改めているとのことでした。そして、過労死等を防止するために今から直ぐできることとして、メモをする、頭の体操をする、少し休息をとるといったことを話されていました。

また、「ハラスメントセミナー」として、日本産業カウンセラー協会の菊池智子氏から「ハラスメント？業務指導？グレーゾーンにどう対応するか」というテーマで、いくつかの具体的な事例をもとにどのような行為がパワハラに当たるかを説明していただき、上司の指導等がパワハラにならないようにするためには具体的にどのような方法を取れば良いのかについてお話いただきました。

毎年のことですが、やはり、ご遺族からお話していただく体験談には参加者全員が聞き入っていました。

アンケートの結果、2021年度も企業関係者の参加が多く、今後もシンポジウムを通して1社でも多くの企業が過労死等の防止に取り組んでもらえればと思います。

【③福井】パワーハラスメントを防止するために ー過労死等防止対策推進シンポ（福井）

弁護士（福井） 海道 宏実

2021年10月27日、13時半から16時過ぎまで、福井市内の福井県国際交流会館で、福井県・福井市・福井弁護士会の後援、全国過労死を考える家族の会・過労死等防止対策推進全国センター・過労死弁護士全国連絡会議・福井過労死弁護士団・福井県経営者協会・福井県商工会議所連合会・連合福井・福井県労連の協力で開催されました。

パワハラに関する労働相談が増加傾向にあり、しかも

県内の多くを占める中小企業にも2022年4月からパワハラ防止措置等を定めた労働施策総合推進法が施行されることから、「ハラスメント規制法後の対応と防止対策」と題して、産業カウンセラー等をしておられる三木啓子氏に講演をお願いしました。

ハラスメントの相談を受けたときには、①信頼関係の構築と傾聴、②プライバシーの保護・人権尊重、③相談者と相談を受けた人の安全を守る、④メンタルヘルスに

注意し、必要に応じて専門機関につなぐ、⑤セカンドハラスメントを起こさないことの重要性を強調し、

ガイドライン作成時のポイントとして、①組織の実態に応じた具体的な事例、②非正社員も含めた全構成員を対象にすること、③行為者・被害者が組織外の場合も対象にすること、④相談体制を整備すること、⑤ハラスメント防止委員会を整備すること、⑥行為者の処分基準・研修・再発防止等が大切で、見直し条項を入れること、職場・労働者の意見を反映することの重要性を強調しました。

現場で対応に悩んでいる参加者からの質問も多数寄せられ、実践に基づく具体的な回答をしていただき、「ハラスメントの環境や具体的防止策がわかりました」等感想も寄せられました。

また、県内で「働き方改革」に取り組み成果をあげている揚原織物工業㈱の工場長の方から、①働きやすい会社、②働き続けたい会社、③働きがいのある会社をめざしての実践例を報告いただき、中小企業だからこそできる改革が生産性を向上させ企業の業績アップにつながっている教訓を参加者に示していただきました。

今年の過労死遺族からの声は、24歳の若さで長時間労働等を苦に自死した電通労働者まつりさんのご遺族である高橋幸美さんからの訴えでした。自死に至る経過をお話しされた上で「命より大切な仕事はない」ことを強調されました。「遺族の生の声を聞くことができ、より一層過労死等を防止していかななくてはと感じた」「誰にも相談できない社会環境ではないか、サービス残業や長

時間労働がないか、今一度見直しが必要だと感じた」等参加者の胸をうつ感想が多く寄せられ、翌日の地元紙にも写真入りで大きく掲載されました。

また、福井労働局労働基準部長からの「福井県内の労働事情と労働局の取組」報告、労働時間法制の見直しについての施策報告、新任教員過労自殺で公務災害認定を得て現在民事訴訟中の遺族からの訴えがなされました。

参加者は、経営者・人事担当者等62名とコロナ禍の下で例年より減少しましたが、参加者アンケートによると毎年同様好評でした。今後は、引き続き、パワーアップさせたシンポを実現させるべく、努力を続けるつもりです。



遺族の体験を話す高橋幸美さん

【④静岡】静岡県啓発シンポのご報告

過労死防止静岡県センター準備会議構成員 弁護士 萩原 繁之

2021年度の過労死防止静岡県シンポは、同年11月4日13時30分から16時までの時間帯で、静岡市所在の静岡市民文化会館大会議室において、天笠崇医師をメイン講師としてお招きして開催しました。

実は天笠医師は、静岡県内での学校教員の過労自死事案において、多大なご尽力をいただき、良い結果につながったことから、既に何年も前の段階から、講師にお招きしたいという希望が出されておりながら、実現していなかったという経過がありました。

近時、天笠先生は、静岡県内の教育機関（大学院大学）に赴任されたという事情もあって、長年懸案であった、同先生のメイン講師としてのお招きが実現しました。

また、そうした地の利から、事前の先生との打ち合わせも、かなり充実した形で実施させていただくことができました。

天笠先生からは、「ハラスメントから来る労働関係疾患をなくすために」と題してご講演いただきました。この御演題も、事前の打ち合わせを踏まえてご相談させて

いただき、練り上げたものでした。

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど、ハラスメントの問題と、そこから生じる自死や心身の疾患は、今日、極めて重大な労働問題となっており、この問題についての、医学的なメカニズムの解明など、学ぶことの多いご講演で、使用者・労働者の双方にとって、有意義なものとなったと存じます。静岡過労死を考える家族の会尾崎氏からの過労死遺族の声も、例年のことな

がら、切実な内容で、過労死根絶への決意を呼び起こすものとなったと存じます。

静岡県シンポジウムに関しましては、家族の会の尾崎氏などの尽力によって、例年、事前配布資料を作成・配布することとしており、参加を期待する対象者に、事前に関心を持ってもらう努力もしております。

こうした取組みは、今後とも続けていきたいと思いません。

【⑤滋賀】 滋賀会場の報告

働くもののいのちと健康を守る滋賀県センター 事務局長 服部 喜由

滋賀での『シンポジウム』は2021年10月25日、大津市内で開催され、参加者は50人でした。

主催者挨拶で、滋賀労働局労働基準部長矢野総一郎氏は、「2014年に『過労死等防止対策推進法』が成立して7年が経過したが、過労死は減っているが、精神疾患は増加している」として、「過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和を図り、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境を形成し、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務になっている。」として、2021年7月に見直された『過労死等防止のための対策に関する大綱（6項目の）数値目標』の達成を目指して、滋賀労働局として取り組みを進める決意が述べられた。

基調講演は『生きること、働くこと、過労死問題を通じて考える』と題して埴田和史氏（びわこリハビリテーション専門職大学・教授）が行いました。

埴田氏は、滋賀医科大学卒業後、総合病院の内科系勤務医としての自らの体験、その後「過労死」のないスウェーデンで家族とともに過ごした1年余の研究生活、滋賀医科大学で医学生に「過労死」予防の教育を行ってきたことなどを振り返り、

「そもそも元気に働くということはどういうことか」と切り出し、日本人の平日の睡眠時間が6時間台に減ってきている（NHK生活時間調査2015）がなぜなのか。例えば教職員では、仕事関連時間（クラブ指導を除く）で残業時間を推定すると平均61時間～91時間になる。過重な労働と時間外勤務の結果、病気休職者が急増し、とりわけ精神疾患での休職者が激増している。また、医師

の勤務実態では、常勤勤務医のうち、勤務時間（「診療」＋「診療外」）が週60時間以上は男性で27.7%、女性で17.3%となっていて、特に男性30歳未満では76.1時間/週、女性30歳未満では67.2時間/週となっている（2016年12月厚生労働省の全国調査）ことなどを示し、改善が必要であることを訴えられました。

2019年の労基法改正での残業規制での問題点として、一般が原則45時間/月、360時間/年、36協定締結で複数月平均80時間以下、単月では100時間未満、760時間/年である一方、医師については、5年後の2024年から適用するとして、原則は一般と同じだが、36協定締結で960時間/年、1860時間/年として、医師は、過労死基準を超えた働き方が公認されるという問題点があります。

「過労死」が発生するまでの横軸に「労働時間」、縦軸に「健康水準」のグラフを示して、「疲労ゾーン」から「疲弊ゾーン」（失うもの：ゆとり、楽しみ、喜び、心、家族関係、健康・・・）、最後に「過労死ゾーン」（失うもの：命）へと説明されました。「どの段階で、死への歩みに気づき、踏みとどまるか」を働く人たちに考えてほしいと締めくくられました。

続いて、寺西笑子さん（全国過労死を考える家族の会代表）に、『過労死をめぐる防止大綱の見直しと認定基準の改定について』と題して講演いただきました。過労死等防止対策推進協議会委員として関わった「過労死防止大綱」の見直しに関わる協議会での前進面として、基本的な枠組みを維持したうえで、「追加項目」や「文言の修正」などがほぼ盛り込まれたことを話されました。

一方、過労死防止の四つの柱（①調査研究、②啓発、③相談体制、④民間団体の活動支援）に実行ある「対策」を加えるよう主張したものの、「対策」は入らなかったこと、インターバル制度導入の「義務化」と「高い数値目標」についても合意に至らなかったことを話されました。

20年ぶりに改訂された「脳・心臓疾患の労災認定基準」については、過労死弁護団等の厚労省への改善要求やWHO-ILOの発表などを踏まえ、時間外労働の過労死ライン月80時間を月65時間に引き下げを求めたが、発症前1か月で100時間又は2～6か月で月平均80時間以上は維持しつつ、上記に近い時間外労働があった場合、労働時間以外の付加要因（①勤務間インターバル11時間未満、②休日のない連続勤務、③身体的・心理的負担がある業務、④海外出張などで4時間以上の時差など）を考慮することになったことを話されました。

寺西さんは最後に、「過労死は人災、他人事ではありません。劣悪な環境に置かれると誰にでも起こります。「睡眠時間」「家族と過ごす時間」「自分の自由な時間」を確保し、自分のいのちと大切な人の命を守ってください。命より大切な仕事はありません！長時間労働が当たり前になっている日本の働き方を変えていきましょう。過労死のない社会が実現するよう、みなさま、ともに考

え行動いていただけることを切に願っています。」と講演を締めくくられました。

過労死遺族として安倍宏美さん（神奈川過労死を考える家族の会）が話をされました。息子さんは、東芝デジタルソリューションズにシステムエンジニア（SE）として就職し、入社5年目の2019年11月に過労自死（享年30歳）されました。遺族が労災申請され、2020年12月に認定されました。息子さんは、入社してからは、健康保険のシステム運用・保守担当をされていましたが、2019年6月から厚生労働省老健局発注の介護に関するシステム開発を担当するようになりました。開発が予定より2か月遅れていたことで10月以降は作業が集中し、自死前1か月の残業は100時間を超えていました。息子さんの自死は、うつ病の発症直後に起きたとのことです。同社では、前年にも過労自死が起きていました。過労死・過労自死をなくすためには、会社の働き方と合わせて、官公庁等の仕事の発注方法にも原因があると思うので、見直していただくことも必要ではないかと訴えられました。

最後に、当センター岡本恭治副理事長が、講演や遺族としてお話をいただいた方々に謝意を述べて閉会の挨拶を行いました。

【⑥大阪】過労死等防止対策推進シンポジウム大阪会場のご報告

弁護士（大阪） 山中 有里

2021年度の過労死等防止対策推進シンポジウムは、11月15日（月）14時から、グランフロント大阪で開催されました。新型コロナウイルスの感染防止のため、事前申込み制とし、会場では座席間の間隔を広く取るなどして、感染症対策に留意して実施しました。参加者は186名でした。

シンポジウムを開催するにあたっては、企画準備の段階から、大阪労働局にもご参加いただき、テーマの設定や登壇者の人選等について意見を交わしました。その結果、大阪会場では、「パワーハラスメントを防止するために」をテーマにすることが決まりました。

当日は、開催挨拶として、大阪労働局労働基準部長の友住弘一郎氏にご挨拶いただきました。基調講演は、「パワーハラスメントを防止するために」をテーマに、株式会社クオレ・シー・キューブ代表取締役会長の岡田康子氏にご講演いただきました。岡田氏は、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」の有識者メンバーを務められ、公的機関や企業への講演研修も数多く開催しておられます。そのため、基調講演では、そのご経験をもとにした実践的な話もお伺いすることができ、勉強になりました。

次に、連合大阪の香川功氏に「労働組合の取組」を、

大阪労働局労働基準部監督課の本田真由美氏に「大阪労働局の取組」をご報告いただきました。ともに「ハラスメントをなくす」という強い意気込みや熱意を感じる内容でした。

また、今年度のシンポジウムでは、事前申込みの用紙に質問欄を設ける形で、ハラスメントに関する質問を事前に募集しました。寄せられた事前質問をもとに、岡田氏、連合大阪、大阪労働局労働基準部監督課をパネリストに迎えた「パネルディスカッション」を実施しました。その場でお答えを頂けるため、参加者との双方向性を図ることができたと思います。

その後、関西電力株式会社に「企業の取組事例」をご報告いただきました。大阪会場のシンポジウムは、平日昼間の開催であるため、例年、企業からの参加者と思われる方が多いのですが、これまで企業の方を登壇者としてお招きしたことはなく、初めての試みでした。ご報告では、自社で起きた事例をもとに対処方法などをお話し頂き、興味深く聞かせていただきました。実例を挙げて



パネルディスカッションの様子1



パネルディスカッションの様子2

いただいたため、参加者の方々にも参考になったと思います。

最後に、「過労死遺族の声」として、お2人のご遺族にご登壇いただきました。ご遺族の方々のお話は、その一言一言が重く、胸を打ち、会場の空気が引き締まるのを感じました。

そして、閉会挨拶は、松丸正弁護士に務めて頂きました。語り掛けるような口調で、過労死やハラスメントはあってはならないことだと参加者に強く訴えかけるものでした。

近年では、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって、多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ、深刻な社会問題となっています。シンポジウムにご参加頂いた方々が、「過労死やハラスメントをなくそう」という強い決意を持ち、実際の行動に移してくれることを願ってやみません。

【⑦愛媛】「命より大事な仕事はない」過労死のない職場へ変えていこう

働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター 事務局次長 烏谷 律子

厚生労働省の「過労死等防止月間（11月）」の一環として、全国で「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されました。そのうち、愛媛会場は、2021年11月18日に愛媛大学で開催され、これから社会に出る学生をはじめ、労働組合、会社員など154人が参加しました。昨年に続き、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の対策を行いながらの開催となりました。

はじめに、愛媛労働局の岡本労働基準部長が主催者あいさつを行い、「昨年4月から時間外労働の上限規制が

中小企業にも適用され、336事業所に訪問・調査を行い、18%の事業所で休日労働を含め、月80時間を超えている実態があった」とし、「上限規制という法律はできたが、実際は長時間労働の実態があるということできっかりとりくみをすすめたい」と話しました。

続いて、過労死遺族による体験談発表では、広告大手・電通の新入社員で2015年12月に過労自殺した高橋まつりさんの母幸美さんと、2011年に松山市役所に入所し5カ月後に過労自殺した男性の父久保直純さんが報告しま

した。

高橋幸美さんは、娘であるまつりさんが着ていたワンピースを着用し、娘と同世代の学生を前に、「これからしっかり労働法を学んで、おかしいと思ったら声をあげてほしい。ギリギリになるまで頑張らないで」「命より大切な仕事はない」と呼びかけ、「誰もがやりがいを持って、健康に生き活きと働ける国になることを願っています」と話しました。

また、久保直純さんは、「どんなことをしてもいいから若いみなさんが生きていてくれることが最高の幸せだ。自分のいのちを大事にしてほしい」とし、「そんなことにならないように、自分たちで職場を変えていって欲しい」と語りかけました。

基調講演は、「職場のハラスメントと過労死問題を考える」と題して、愛媛大学の長井偉訓名誉教授にご講演いただきました。

過労死をめぐる最近の特徴として、「長時間労働だけでなく、職場のハラスメントが過労死の主因になっており、特に20～30代の若者の過労自殺が増加している」とした上で、「なぜ、若者は過労自殺するのだろうか」「それは、若者自身の問題か、それとも職場環境の変化や企業などの職場風土に起因する問題か」と問題提起を行いました。

1990年代後半以降、若者の過労自殺が増えてきた背景に、①バブル経済崩壊後のデフレ不況下でのコスト削減と人員整理、②仕事量に対する過小な要因と支援体制の欠如、③グローバル化による国際競争が激化する中で、技術開発競争と達成困難なノルマ・納期の設定があり、それらによって、心身の疲弊を伴うストレスフルな



シンポジウムの様子

仕事の増加と、成果主義の浸透と抑圧的な上司と過度な失跡・いじめ・嫌がらせなどのハラスメントが蔓延していることが挙げられると話しました。

ハラスメントの温床として、「過度な精神主義や男性中心の根強く残存するジェンダー規範、人権意識の弱さといった日本に特有な組織風土がある」とし、ハラスメントをなくしていくためには「相手の人権や人格を尊重することが最も重要」だと力説し、「ハラスメントにあったら、1人で抱え込まず、信頼できる身近な人や機関に相談しよう」と呼びかけました。

参加者からは、「学生のうちにこういうお話をさせていただくことは、今後は働くうえで有意義なものであろうと思えた」「過労死は被害者の家族も変えてしまうことに気付いた」「労働法など、たくさん勉強して、過労死などの悲惨なことが少しでも減るように、自分にできることを増やせるように頑張りたい」などの感想が寄せられました。



遺族の体験を話す高橋幸美さん

【⑧鹿児島】鹿児島シンポのご報告

働く者のいのちと健康を守る鹿児島センター 事務局長 池田 勝久

厚生労働省主催で開催される「過労死等防止対策推進シンポジウム」鹿児島会場は、2021年12月3日（金）にTKP ガーデンシティ鹿児島中央を会場に51人の事業者関係や労働組合関係者などの参加で開催されました。コロナ禍のもとでの2年目の開催でした。コロナの感染がちょっと落ち着いている時期でもありましたが、感染対策に気を付けた形での実施となりました。

今回のシンポジウムでは、まず、山本勲先生（慶応義塾大学掌握部教授）から「メンタルヘルスと働き方改革：法改正とエビデンスを踏まえた新たな働き方の探求」と題して講演していただきました。

まず、働き方改革関連法の意義と今後の課題について、制度の概要と長時間労働の実態をお話いただきました。次に、働き方改革と健康（メンタルヘルス）の関係については、長時間労働はメンタルヘルスを悪化させるが、この是正だけでなく職務の明確化、裁量の増加、帰りにくい職場風土の撤廃など様々な「働き方改革」も有効であると指摘されました。また、健康悪化は「個人の問題（責任）」だけではなく、働き方や職場といった共通の問題であると指摘されました。最後に、健康（メンタルヘルス）と企業経営の関係として、健康経営の実施や従業員の健康改善は、企業の利益率の上昇につなが

るし、メンタルヘルスの悪化は利益率の低下につながると訴えられました。

参加者からは「労働者の立場からだけでなく企業面からの切り口はおもしろかった。」「健康経営と企業の利益が関係していることが分かった」「経営者・管理者の視点で考慮しなければならない傾向と対策について指摘がもらえた」などの感想が寄せられました。

過労死遺族の声として、東九州過労死を考える家族会代表の桐木弘子さんのお話がありました。桐木さんには、鹿児島の大学出身ということもあって毎年参加していただいています。毎回、切り口を変えながらお話をいただいているのですが、いつ聞いても心から悔しさと再びこのようなことが起こらないでという思いが伝わってきます。

2022年も現在準備を進めていますが、12月3日（土）の開催予定になっています。家族の会から高橋幸美さんのご参加が決まったと聞いております。産業医の大室正志先生のお話と合わせて期待しています。

コロナ禍のもとで参加者数がこのところ50人台と滞っています。今年は、久しぶりの土曜日開催ということもあります。ひとまわり参加者の輪を広げていきたいと思っております。

2021年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果

都道府県	2021年度 参加人数	2020年度 参加人数	前年度か らの増減	開催日	開催時間	会場名
北海道	119	91	28	11月1日(月)	13:30~16:00	ホテルポールスター札幌
青森	77	82	-5	11月24日(水)	18:00~20:00	ハートピアローフク
岩手	60	61	-1	11月22日(月)	13:30~16:00	岩手教育会館
宮城	64	73	-9	11月15日(月)	13:30~15:30	エル・パーク仙台
秋田	42	39	3	11月29日(月)	13:30~15:30	秋田市にぎわい交流館AU
山形	54	80	-26	12月3日(金)	13:30~15:30	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング
福島	52	49	3	11月26日(金)	13:30~15:30	キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ)
茨城	83	46	37	11月18日(木)	13:30~15:30	つくば国際会議場
栃木	69	75	-6	11月15日(月)	14:00~16:10	栃木県教育会館
群馬	61	66	-5	11月11日(木)	13:30~15:30	ビエント高崎
埼玉	118	90	28	11月19日(金)	14:00~16:30	ソニックシティビル棟 市民ホール
千葉	79	60	19	11月5日(金)	14:00~16:30	千葉市生涯学習センター
東京中央	236	245	-9	11月10日(水)	14:00~17:15	イイノホール
東京立川	64	62	2	11月9日(火)	17:30~19:40	ホテルエミシア東京立川
神奈川	103	85	18	11月1日(月)	13:30~16:15	日石横浜ホール
新潟	107	55	52	12月2日(木)	14:00~16:45	朱鷺メッセ
富山	81	67	14	11月24日(水)	13:30~16:05	ボルファートとやま
石川	60	77	-17	10月28日(木)	13:30~16:00	金沢商工会議所
福井	62	52	10	10月27日(水)	13:30~16:00	福井県国際交流会館
山梨	68	70	-2	11月25日(木)	18:30~20:30	ベルクラシック甲府
長野	60	50	10	11月9日(火)	13:30~15:30	JA長野県ビル
岐阜	141	104	37	11月29日(月)	13:30~16:30	長良川国際会議場
静岡	84	91	-7	11月4日(木)	13:30~15:30	静岡市民文化会館
愛知	179	90	89	11月8日(月)	13:30~16:00	名古屋市中小企業振興会館 吹上ホール
三重	77	71	6	11月30日(火)	13:30~16:00	サンピア伊賀
滋賀	55	52	3	10月25日(月)	13:30~16:00	滋賀県立びわ湖ホール
京都	43	85	-42	11月20日(土)	13:30~16:20	池坊短期大学
大阪	186	140	46	11月15日(月)	14:00~16:30	コングレコンベンションセンター
兵庫	149	83	66	11月19日(金)	13:00~15:30	神戸市産業振興センター
奈良	96	61	35	11月16日(火)	13:30~15:40	奈良県文化会館
和歌山	96	74	22	12月2日(木)	13:30~16:00	和歌山ビッグ愛
鳥取	48	64	-16	11月18日(木)	13:30~15:30	とりぎん文化会館
島根	171	140	31	11月19日(金)	13:30~15:30	安来市総合文化ホール アルテピア
岡山	61	76	-15	11月25日(木)	14:00~16:00	岡山国際交流センター
広島	102	77	25	11月2日(火)	14:00~16:00	広島YMCA国際文化センター
山口	90	96	-6	11月24日(水)	13:30~16:00	山口県教育会館
徳島	199	118	81	11月18日(木)	13:00~15:10	徳島大学
香川	90	86	4	11月1日(月)	14:00~16:00	香川国際会議場
愛媛	154	54	100	11月18日(木)	12:40~14:10	愛媛大学
高知	58	53	5	11月22日(月)	13:30~16:00	ちよテラホール
福岡	112	69	43	11月5日(金)	15:00~17:00	オリエンタルホテル福岡
佐賀	76	37	39	11月29日(月)	18:30~20:30	佐賀県教育会館
長崎	57	56	1	11月26日(金)	18:30~20:30	NBCソシア
熊本	79	52	27	11月30日(火)	13:30~16:20	熊本テルサ
大分	111	120	-9	11月1日(月)	14:00~16:00	全労済ソレイユ
宮崎	67	76	-9	11月2日(火)	18:00~20:00	宮日会館
鹿児島	51	66	-15	12月3日(金)	13:30~15:30	TKPガーデンシティ鹿児島中央
沖縄	72	35	37	12月8日(水)	15:00~17:05	那覇市ぶんかテンブス館
	4423	3701	722			

特集 2 広がる過労死防止啓発授業

過労死防止啓発授業は、2021年度ではや6年目となりました。

前年の2020年度は、コロナ禍の影響で161回（内訳は中学校21、高校69、専門学校23、短大1、大学47）でした。

事業開始から6年目となる令和3（2021）年度は全国で196回（内訳は中学校26、中高一貫教育校8、高校75、特別支援学校1、専門学校31、短大1、大学・大学院54）で、合計16,705人が受講しました。

本号では、2021年度に啓発授業を担当した8人の方（遺族3人、弁護士5人）からの報告を掲載します。

【①東京】 啓発授業の講師を経験して

弁護士（東京） 山下 敏雅

2019年度と2020年度に東京学芸大学附属高等学校で、2021年に東京学芸大学附属国際中等教育学校で、公民科の楊田龍明教諭と共に、「はたらくことのリアルに迫る」と題した授業（高校1、2年生対象）を行いました。

私が川人博弁護士と共に担当したパワハラ自殺のケース（静岡労基署長・日研化学事件）をテーマにし、事前に生徒の皆さんに関係資料を読んで質問を出してもらったうえで、授業当日は、楊田教諭の進行のもとで生徒たちとトークセッションをしていきました。

生徒からは、「自分がパワハラ被害に遭ったらどうすればよいか」「同僚が苦しんでいる時に自分ができることは何か」といった質問だけでなく、「パワハラと指導・助言の境界はどこか」「パワハラと言われることを恐れて部下に指導がしにくくなったと親が話していた。自分も将来加害者と訴えられるのではと心配」という、管理職対象の講演でよく出る意見・不安を持っている生徒もいました。

私からは、パワハラ概念の経緯、他のハラスメントとの共通点を示した上で、「何がパワハラで何がパワハラでないかという目安や基準よりも、『ハラスメントは人格や尊厳を傷つけるから許されないのだ』という本質的な部分を理解してほしい」ということを最も強調して話しました。

生徒からは、「パワハラが一般的な単語になる前、自分が生まれる前の頃の話が興味深かった」「山下弁護士の『生きるために働いているのに、働くことで命を失うのはおかしい』という言葉がとても心に響いた」「人権とは何かということ初めて考えた気がする。教科書に

ある通り、人権は人間が平等に持っている権利、とぼんやりした考えしかなかったが、尊厳や人格を尊重するものだという山下弁護士の説明がとてもしっくりした」などの意見をいただきました。

授業後、生徒の皆さんが学習を踏まえてグループで作成した「新聞」は、どれも非常に完成度の高いものでした。中には、授業で得た学びを本物の新聞（全国紙）に投書し、掲載された生徒もいました。

過労死・過労自殺事件は、労災認定や企業補償がされても被災者の方の命は戻りません。しかし、こうした出張授業を通して、「働く人の人権を侵害する過労死やパワハラをなくしていかなければならない」というメッセージを次世代の若い皆さんに伝えていく中で、被災者の方々の命がしっかりと生き続けていると実感しています。



授業後に学生が作成した新聞

【②東京】 啓発授業の感想

弁護士（東京） 蟹江 鬼太郎

1 はじめに

2016年度以降、大学・高校・専門学校などにて、毎年5～6回程度、啓発授業をさせていただいているかと思えます。以下、私が通常お話ししている内容と、感想を述べさせていただきたいと思えます。

2 お話している内容

お話しする内容は、だいたい固まってきた感じがしています。抽象論は避け、とにかく、具体例や担当事例を中心に話すよう心がけています。

① 初めに、自己紹介をします。出身高校や出身大学など何かのつながりがある場合にできるだけ言及するように心掛けています。

② 次に、労災認定件数の推移と、勤務問題を原因の一つとする自殺者数の推移を紹介しています。

③ 脳心臓疾患についてお話をします。いわゆる「過労死基準」が複数月平均80時間、単月100時間の時間外労働を要件としていること、何より、睡眠不足が重要な要素とされていることをお話します。

そのうえで、担当事例を紹介します。担当事例は、職務内容の変化があった後半年程度で心筋梗塞を発症して死亡してしまった方の事案についてお話しすることが多いです。この方は、残業代支給対象外として扱われていたため、会社がこの方の労働時間についてさして関心を示していなかったことに言及することもあります。

④ 精神疾患についてお話をします。同様に、まず、認定基準を簡単に紹介します。ここでも睡眠の重要性を強調します。

そのうえで担当事例を紹介します。担当事例は、職務内容の変化があった後3か月程度で、自死してしまった方の事例をお話しすることが多いです。出来事と長時間労働が重なると、若い方でも数か月で自死にまで至ってしまうことがあるとお話をしています。

⑤ 次に、労働時間規制（1日8時間・1週40時間・週休1日の原則、例外としての36協定と残業代支払義務）、働き方改革関連法による上限規制、インターバル規制などを紹介します。その上で、それらの対策の大前提として、労働時間の把握・管理がなにより重要ではないかと考えている旨を伝えています。

⑥ 最後に、精神疾患の主な初期症状や、ICD-10の診断基準を簡単に紹介して、自分や周りの方々（家族や同僚）の心身の声に耳を傾けてもらうようお伝えしています。

3 感想など

複数回担当することができたのは、大学の研究者と研究会などで面識があったこと、高橋まつりさんの事件など大きく報道された事例を担当させていただいたことが大きいと考えています。

なお、初年度は様子見で1クラス程度で実施して、好評であった場合には翌年度以降、複数クラスでの実施を依頼してくれるというパターンも多くありました。ですので、最初は1クラスでも少人数でも良いので、実施を試みるのが良いのではないかと考えています。

高校や専門学校等からは、過労死の話をすると学生を怖がらせてしまうのではないかと、だから労働条件についてだけ話して欲しい、という意見をいただいたことも何回かありました。その場合は、労働法の意義（労基法が最低基準であること、労働者に対する賠償請求は制限されること、使用者に故意・過失がなくても労災申請が可能とされていること、解雇は自由にできないこと等）をお話して、困った際や、違和感を覚えた際には「とにかくは相談を！」というお話をしてくることが多いです。その中で、少しだけ、長時間労働の危険性に触れるなどの工夫をすることもありました。

ご遺族と一緒に伺いする場合と、私が単独で出向く



跡見女子大学でお話する佐戸さん。プロセスユニーク担当者からのお声かけによりご遺族の講話が実現しました。

場合の両方がありました。ご遺族からもお話いただいた方が、学生・生徒にとって印象深い授業になると思っています。私自身も、ご遺族の話を聞いて、命の尊さ、ご遺族の深い悲しみを、改めて認識させることができました。プロセスユニークの担当の方から、実施先に声をかけていただいて、ご遺族からのお話の実現したことも

ありました。

学校側も学外の講師を招くとなると慎重になる面があるのかと思います。ですので、最初は、1クラスでも、少人数でも良いので実施をして、例年呼んでいただけるようになったら良いなと思いながら授業をしてきています。

【③神奈川】卒業後就職する人が多い高校での啓発授業を終えて

神奈川過労死等を考える家族の会 小林 康子

2021年12月末、久しぶりの対面授業でした。195人の高校生3年生が、体育館の冷たい床に座り、それでも食い入るように話を聞いていた姿が印象的でした。聞けば、卒業後、就職する生徒さんがほとんどで、現在、アルバイトをしている人も多いということでした。

事前に担当の先生から、学生の特性としての理解力に合わせ難しい言葉は使わずに、という入念な連絡がありましたが、むしろ、生徒さんたちは、過酷な労働にさらされる可能性を身をもって知っているように感じました。ご本人たちはまだ若く、うまく言葉にできなくても目前に迫る切実な問題として、労働に強い関心を持っているように見えました。生徒さんたちの様子は、卒業後すぐ就職する高校3年生への啓発の重要性を示唆していました。

授業は、コロナ禍における体験への問いかけから始めました。コロナ禍になって対面が叶わなかった大切な人はいないか、今心から願うことは何か、それは叶えられているかなどです。どんな小さなことであっても、願いが叶えられぬまま過ごす時の心の痛みを想ってほしかったからです。この数年間のコロナ禍で、多くの人がその痛みを体験しました。自死で亡くなった人の気持ちを想像することはなかなか難しいものですが、例えば故人の「疲れて辛くて休みたい」というただそれだけの望みが叶わなかった時の心の痛みが、コロナ体験後の今、伝わりやすいのではないかと思います。そして、労働者としての人生が間もなくスタートする生徒さんたちには、たとえ健康診断で異常がなくても、医師に何ともないと言われても、どうしても自分で辛かったら休んでいい、

というメッセージを伝えました。生徒さんたちは少々驚いた様子でしたが、過労自死遺族として、体験談の中でそれを伝えておくことは、自分の命を守るために大切な事です。

授業では、毎回、「仕事の未来はすでに運命的に決まっているものではなく我々の主体的な意思や行動でより良い方向へ変化させることができるものだ」というILOの会合で共有された考え方を紹介しますが、過労死防止に向けた協働の大前提となる普遍性のあるメッセージだと思っています。将来、どんな立場になったとしても忘れずにいてほしいものです。

今回の参加者である高校生の目前には、労働者としての人生のスタートが迫っていました。就職を控えた高校3年生への啓発授業に力を入れるべきであることを痛感いたしました。普遍的なメッセージと体験を踏まえた個別メッセージを伝え、ともに考えることで、啓発授業の参加者と、不安を軽減し労働者の命を守るよりよい仕事の未来を築いていけたらと思います。

【④神奈川】 啓発授業～三浦初声高校の場合

弁護士（神奈川） 山岡 遥平

1 事前の打ち合わせ

三浦初声高校から啓発授業の希望を受けたとのこと、神奈川過労死弁護士団で講師を募集していたため、私が手を挙げたところ、講師をさせていただくことになりました。

三浦初声高校は、横須賀のその先、三浦市は京急線の終点、三崎口駅からバスで数分のところにある高校です。

啓発授業が初めて、ということで、一緒に授業を担当させていただくことになったご遺族の小林さんと、ご担当の先生2名でオンラインの打ち合わせをすることとなりました。先生方のご要望としては、①労働問題を認識できない生徒が多いため、働いたり、アルバイトしたりするにあたって労働問題を認識できるようにしたい、②できるだけ平易に話して、視覚に訴えるようにしてもらえると理解がしやすいということでした。

その中でも印象的だったのが、ご担当の先生が、難しい言葉はわからない、ということを取りつつも、「仲間思いの子が多く、人情的なところはよく伝わると思う」と仰っていたことです。

生徒さんたちの将来を真剣に考えて、労働問題を知ってもらいたい、過労死や労働問題で不幸になってほしくない、という先生方の強い思いを感じました。

2 当日の授業

コロナの影響で30分授業となったものの、私からは、みなさんがよく知っていると思われる電通の事件などを題材として、過労死の原因や、労働に関する法律・ルールがあることなどをごくごく簡単にお話ししました。

小林さんからのお話は、私自身、授業でお聞きするのは初めてでした。お連れ合いが働きすぎることによって最後どのような言葉を多く使うようになったのか、という振り返り、分析は非常にリアルでした。

生徒の皆さんは、真剣に耳を傾けてくださっていたように感じました。

小林さんの非常に強い感銘を与えたであろうお話しとともに、私の話もどこかで思い出してもらえると嬉しい（とはいえ、自分事で本当に問題になってしまっ

くないですが）限りです。また、お忙しい中、生徒のことを一生懸命考えている先生方にも、辛かったら誰かに相談してもよい、休んでもよい、というメッセージが助けになればよいな、と思いました。



三崎口駅

【⑤静岡】就活生に伝えたいこと

弁護士（静岡） 小笠原 里夏

地元大学の3年生の就職支援講義の一環として、ワークルール授業を担当するようになり、2022年で4回目です。

同大学からのオーダーは、毎年、「学生が就職活動を行う上で必要な労働法や社会保険、給与等の基本事項を踏まえた講義」であるため、過労死防止の啓発を真正面にテーマに据えて講義することが難しいですが、労働時間に関するルールや事業主に求められる安全配慮義務について解説する中で、過労死問題を取り上げています。

私が弁護士として過労死問題に関わるようになったきっかけは、新採の小学校教諭Kさんの過労自殺事件でした。当時、私も新米の弁護士でした。私は個人事業主であり、労働者ではなかったものの、自分自身が「働く」ということに不慣れな中で、Kさんの事件を担当した時は、新人のKさんに降りかかった困難やKさんの心情、健康状態が他人事とは思えませんでした。

今ではすっかりふてぶてしい社会人になりましたが、働き始めたばかりの不安で危うい自分自身のコンディションは今でも生々しく思い出されます。だから、就活中の大学3年生の若者たちに講義をするときには、いつも、Kさんや、その後に担当した命を絶ってしまった若い労働者の顔、極端なことを言えば右往左往していた新人の頃の自分を思い浮かべながら話をしています。

労働者は構造的に弱い立場に置かれていること、だからこそ労働者の権利を守る法律に大きな意義があるこ

と、法律の内容次第で働く環境が良くもなったり悪くもなったりすること、社会人として当たり前と言われることの中にとんでもなく理不尽な内容が含まれている危険があること、事業主には労働者の安全を害さず、労働者の仕事と生活の調和にも配慮しなければならない責務を負っていること、厳しい労働条件に順応できなかったとしても決してあなたたちの責任ではないこと等々をお話します。いきおい、前のめりな講義になり、あっという間に90分が過ぎてしまいます。

一方、こちらを見ながら講義を聴いてくれる学生は2割程度で、力不足を感じます。しかし、ご遺族のメッセージ動画を視聴した後は、教室内の雰囲気は毎回明らかに変わり、涙を浮かべている学生も少なくありません。

学校側はアンケートを毎回とっています、フィードバックをされたことがないため、次回からは遠慮せずにアンケート結果を教えてもらい、講義をブラッシュアップさせていきたいです。



授業の様子 1



授業の様子 2

【⑥愛知】こころの健康づくり

名古屋過労死を考える家族の会 吉田 典子

コロナ禍の影響もあり中止になる中、愛知県立刈谷東高校で啓発授業を行うことができました。2022年で3回目、3年連続です。

過労死弁護団の田巻紘子弁護士と授業を行いました。バイト先でテスト前に休みをもらえるのかなど、分かりやすい事例を使ってクイズ方式で生徒たちを授業に引き込んでいきます。

私は、NHKが取材してくれたニュースを見てもらい、息子陽介がやりたいことがいっぱいあるとても元気な子であったこと、26歳で自殺してしまったこと、希望の中部電力に入社してわずか7か月だったこと、陽介の身に起こったことを話しました。

陽介の人生にこんな予定がなかったように、わたしの人生に陽介がいなくなるなんて考えられません。陽介が死んでしまうとは思いませんでした。何もしてやれなかった…。

陽介が「うつ病」についてきちんとした知識があれば、死んだりしなくてすんだのではないかと思います。だから、生徒たちに知ってほしいのです。

そして、陽介が亡くなったとき、ある人たちから「自分で死を選んだのだから」と言われたことで、わたしは外に出られなくなりました。こころの中で叫んでいました。「陽介は死んだりなんかしたくなかった！」でも、何も言えませんでした。わたしは死ぬことばかり考えていました。どうして陽介を守ってあげられなかったのか？何が違っていたら陽介は死んでなかったのに…。考えても考えても堂々巡りです。



刈谷東高校の授業の様子

そんなわたしに「ごはん食べた？一緒に食べよ！」と見守ってくれた友だちがいます。彼女も大切な人を亡くしています。わたしの同じ話を何度も聴いてくれました。たくさんの人に助けられて今のわたしがあります。

過労死は、ある日突然誰にでもおこりうることです。

こころの健康状態を自分でコントロールできるようになり、人に話をする事の大切さを伝えたい。また、おとうさん、おかあさん、周りの人たちの働き方に関心を持ってほしいです。

裁判がまだ続きます。陽介の話をする事は悲しくなり、苦しくなります。でも、生徒たちの感想に元気を分けてもらっています。

〈生徒たちの感想〉

*睡眠不足やパワハラは、会社を辞めるという一つの選択肢でさえ考えられなくしてしまいます。とても危ないことだと思いました。

*自分に何かあっても、1人ではないことに気づきました。家族や友人、学校の先生など、自分の力になってくれる人はたくさんいると思います。なので、自分も誰かの助けになれるように、信頼してもらえる人になりたいと思いました。

*死んでしまったら、もう何も変えることができないのだと改めて分かりました。



授業を担当する田巻弁護士

【⑦愛知】中学校の社会科の授業

弁護士（愛知） 岩井 羊一

2021年、名古屋市内の私立中学校3年生の授業を担当しました。全5クラスを、私と過労死遺族の2人で担当しました。社会科の時間を1コマ当てていただきました。学校側で授業を調整していただき、1日目は1限から3限、2日目は1限、2限と連続して講義をしました。

授業時間は1単位45分です。ご遺族の話は、パワーハラスメントによって、20代の娘が自死してしまったという内容です。生徒達は真剣に聞いてくれました。ご遺族が、同じつらい話を連続で5回するのは大変だったと思います。クラスの授業で話しをすると、間近で聞いてもらえるので、生徒には印象深い経験になったと思います。

私は、ご遺族の話の後にワークルールを説明する内容を用意していきました。1クラス目30分程度は、用意していた話のわずかしか話せず、すぐに終わってしまいました。一方で、一方的に話してしまったので生徒達の反応も分かりませんでした。

先生から、どうぞ生徒にグループで議論させてください。そして当ててください。生徒たちは発言しますから。とアドバイスをいただきました。

2クラス目からは用意していたワークルールの話をして、生徒さん達に、例えば、最低賃金はどのように法

律で規制されているのか？という課題について、グループで議論してもらうことにしました。議論できたのは2つくらいのテーマでした。

中学3年生の生徒達は、真剣に考えてくれました。どのグループも、本質を突いた回答をしてくれました。印象に残っているのは、最低賃金制度がないと憲法で保障されている生存権が侵害されてしまうから、という回答でした。私は、法律の範囲でしか回答を用意していなかったのですか、憲法上の権利まで思いを巡らして考えてくれたことに驚き、こちらが勉強させられました。一方的に話すことより、なぜ、労働者は使用者と比べて不利な立場になるのか、なぜ法律で労働者を守るための規制があるのか、それなのにどうして過労死が起きてしまうのか、それを考えることができ、「啓発」授業にふさわしくなったのかなと思いました。

この社会の先生は厚生労働省の案内をみて、新しく応募していただいたと聞きました。事前のこちらの準備不足で期待に応えられたか心配ですが、新しく応募していただいたことで、この啓発授業が徐々に定着していることを感じました。

私もこの経験を活かして、さらに過労死防止の授業を充実させたいと心を新たにしました。

【⑧兵庫】啓発授業の必要性

兵庫過労死を考える家族の会 前田 和美

私の息子前田颯人は、若干20歳にして自死をしてしまいました。高校を卒業し、入社した神戸を代表する老舗製菓会社で、上司からの執拗なパワハラと長時間労働による鬱を発症しての投身自殺でした。

入社2ヶ月目、挨拶無視から始まったパワハラは、毎日のようにみんなの前で怒鳴り、人格をも否定するものへとなくなっていきました。

2時間以上みんなの前で怒鳴られ続けたり、30分以上前に出社しても社長出勤などといわれのない罵倒をさ

れ、退職を願い出ると卒業校から求人を取らないと脅されて、辞めることもできませんでした。

鬱を発症した頃は時間外労働が89時間から109時間になり、まともな昼食さえ取れませんでした。

会社との長い闘いの末、労災認定も和解交渉も受け入れられはしたものの、息子がもうこの世にいない事を思い知らされる苦しい日々です。どんな事が起ころうと二度と息子に会うことは叶いません。

繁華街に出ると息子に似た子をつい探してしまうので

出掛けられなくなってしまいました。

そんな私が啓発授業で息子と年齢もさほど変わらない学生たちの前で話をすると決めたのは、仕事によって死ぬようなことがあってはならないし、被害者にももちろん加害者にも絶対になってほしくないと思っているからです。

私自身労働問題や法律、協定など何も知りませんでした。知っていれば、知識があつたら、といくら悔やんでも息子はかえりません。「たら・れば」と悔やむより、今後社会に出て行く学生達に伝えていくことが大切であり、必要な事だと思ひ、啓発授業を引き受けました。

今後社会に出て、自分の置かれている環境がおかしい事に気づいた時、また大切な人が苦しんでいる時、逃げても良い事、守ってくれる組織や法律がある事を知る事で守られる命がある事を知ってもらうために。

一番望まぬ形で「遺族」となってしまった私たちが心から願う事、それは過労死を無くしたい、ただそれだけです。

本人はもとより家族も言葉にできないほど辛い。けれど関わりを持った全ての人が、「誰ひとりとして幸せにならない」のが過労死です。そして遺族である私たちができることは伝えることだけです。

だからこそ被害者や加害者にならないために知り、学ぶことができる機会を啓発授業という形で持てることは私にとっても必要なことだと思っています。

息子の話をするたび思い出されて苦しく、悲しく、やりきれません。それでも今後苦しんで自ら命を絶とうとする人が一人でも救えたらこれ以上意味のあることなどありません。

啓発授業はそのために必要なのだと私は思います。

〈編集後記〉

今号も、大変お忙しい中、執筆者の皆様にはたくさんのお原稿をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

未だにコロナ禍が終息せず、リアルで集まる事が難しい状況が続きますが、コロナ禍に負けずに全国で過労死防止の取り組みが広がっていることを改めて実感いたしました。

私も、大阪でシンポジウムの運営や啓発授業の実施に関わらせていただいておりますが、全国の運動の熱気にいつも勇気付けられています。

コロナ禍の早い終息を願いつつ、2022年後半も、過労死をなくすための取組みをより一層広げていきましょう。

(全国ニュースのレイアウトについて)

前号までの全国ニュースは縦組みでしたが、読みやすさと編集の便宜のため、今号から横組みに変更させていただくことにしました。編集作業の時間が削減できました…!!

まだまだ素人の編集者ですが、引き続きよろしくお願ひいたします。

弁護士（大阪） 清水 亮宏